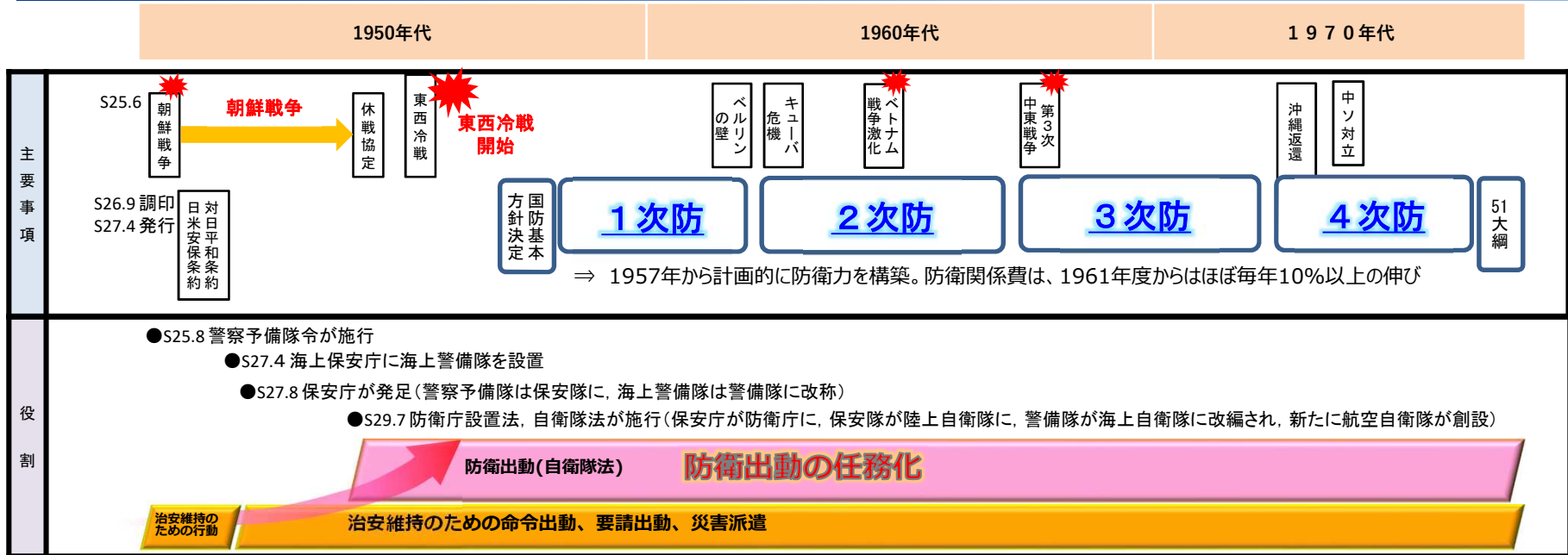


自衛隊の任務等の変化

自衛隊の任務等の変遷（戦後～1970年代）



任務の変遷（警察予備隊・海上警備隊 ⇒ 保安隊・警備隊 ⇒ 自衛隊）

警察予備隊 海上警備隊 わが国の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保障するのに必要な限度内で、**国家地方警察及び自治体警察の警察力を補う**海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため緊急の必要がある場合において、海上で必要な行動をする

保安隊・警備隊 わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する。海上における警備救難の事務を行う。 **※ 従前の警察予備隊、海上警備隊の任務と本質的な変更はなし**

自衛隊 **直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たる**
※ 保安隊・警備隊が秩序維持を目的とするのに対し、自衛隊は外部からの武力攻撃に対する防衛力としての性格を持つ

【自衛隊設立当初の自衛隊の主な任務】

（我が国防衛）

- **防衛出動**：外部からの武力攻撃に際して、わが国を防衛するため必要がある場合に、内閣総理大臣の命により出動（公共の秩序維持）
- **治安出動**：① 命令による治安出動（間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力では、**治安維持ができないと認められるとき**、内閣総理大臣の命により出動）、② 要請による治安出動（都道府県知事の要請があり、治安維持上重大な事態につきやむを得ない場合に、内閣総理大臣の命により出動）
- **海上警備行動**：海上における人命、財産の保護または**治安維持のため特別の必要がある場合**に防衛庁長官の命により行動
- **対領空侵犯措置**：外国の航空機がわが国の領空を侵犯したとき、防衛庁長官の命により必要な行動をする
- **災害派遣**：天災地変その他の災害に際し、人命または財産の保護のため必要がある場合に災害救援の行動をする

自衛隊員独自の服務・義務・罰則（自衛隊法上の規定）の一例

【服務・義務】

（服務の本旨）

第52条 隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえることを期するものとする。

（勤務態勢及び勤務時間等）

第54条 隊員は、何時でも職務に従事することのできる態勢にななければならない。

2 （略）

（指定場所に居住する義務）

第55条 自衛官は、防衛省令で定めるところに従い、防衛大臣が指定する場所に居住しなければならない。

（職務遂行の義務）

第56条 隊員は、法令に従い、誠実にその職務を遂行するものとし、職務上の危険若しくは責任を回避し、又は上官の許可を受けずに職務を離れてはならない。

（品位を保つ義務）

第58条 隊員は、常に品位を重んじ、いやしくも隊員としての信用を傷つけ、又は自衛隊の威信を損するような行為をしてはならない。

2 自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒は、防衛大臣の定めるところに従い、制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならない。

【罰則】

第122条 第76条第1項の規定による防衛出動命令を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するものは、7年以下の拘禁刑に処する。

一 （略）

二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ3日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて3日を過ぎてなお職務の場所につかない者

三 上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しない者

四 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者

五 警戒勤務中、正当な理由がなくて勤務の場所を離れ、又は睡眠し、若しくは酩酊して職務を怠つた者

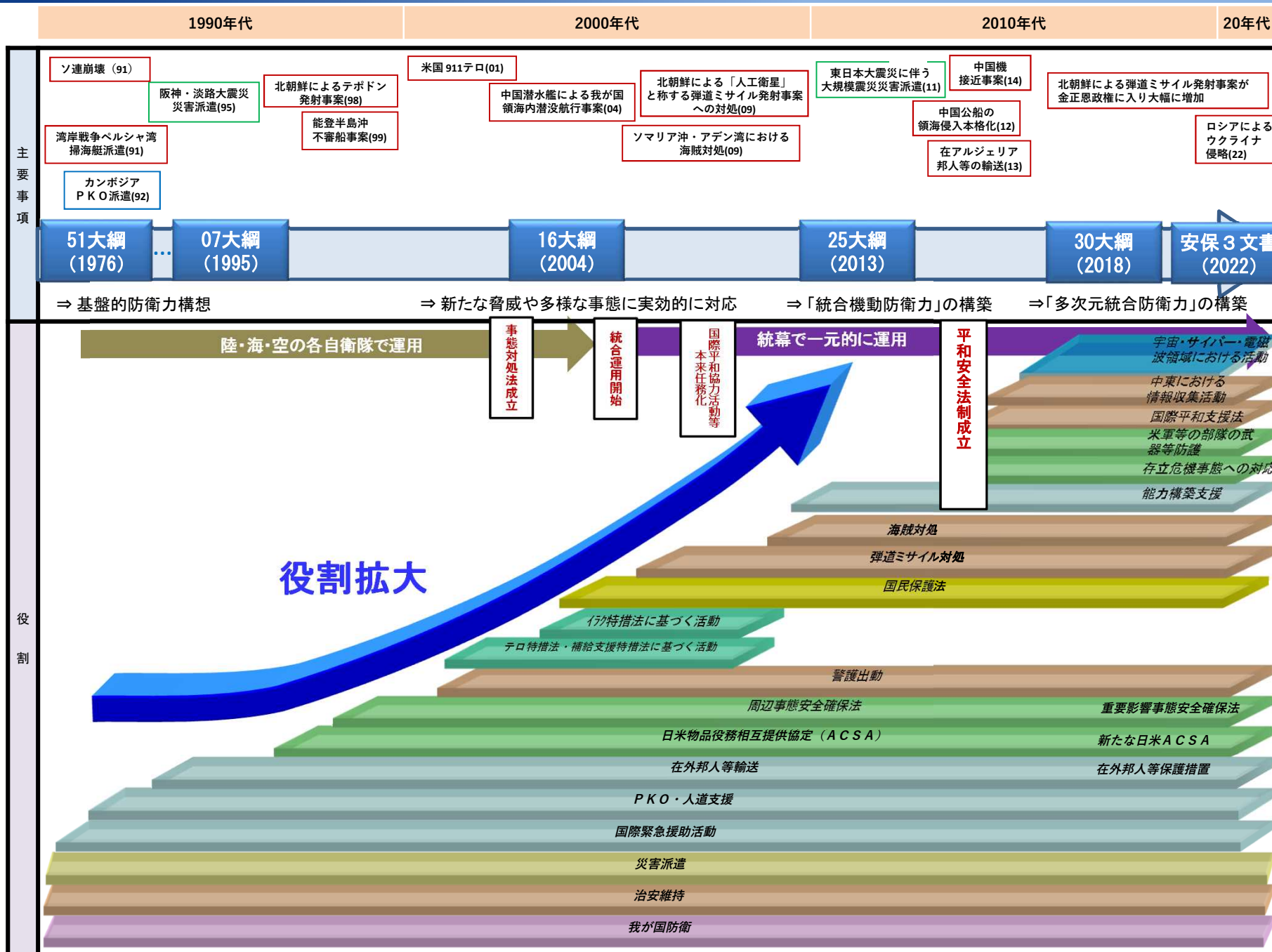
2 前項第2号若しくは第3号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはその幫助をした者又は同項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくは煽動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

※ 治安出動命令を受けた者に対しても同様の罰則規定あり

服務の本旨の変遷（警察予備隊・海上警備隊 ⇒ 保安隊・警備隊 ⇒ 自衛隊）

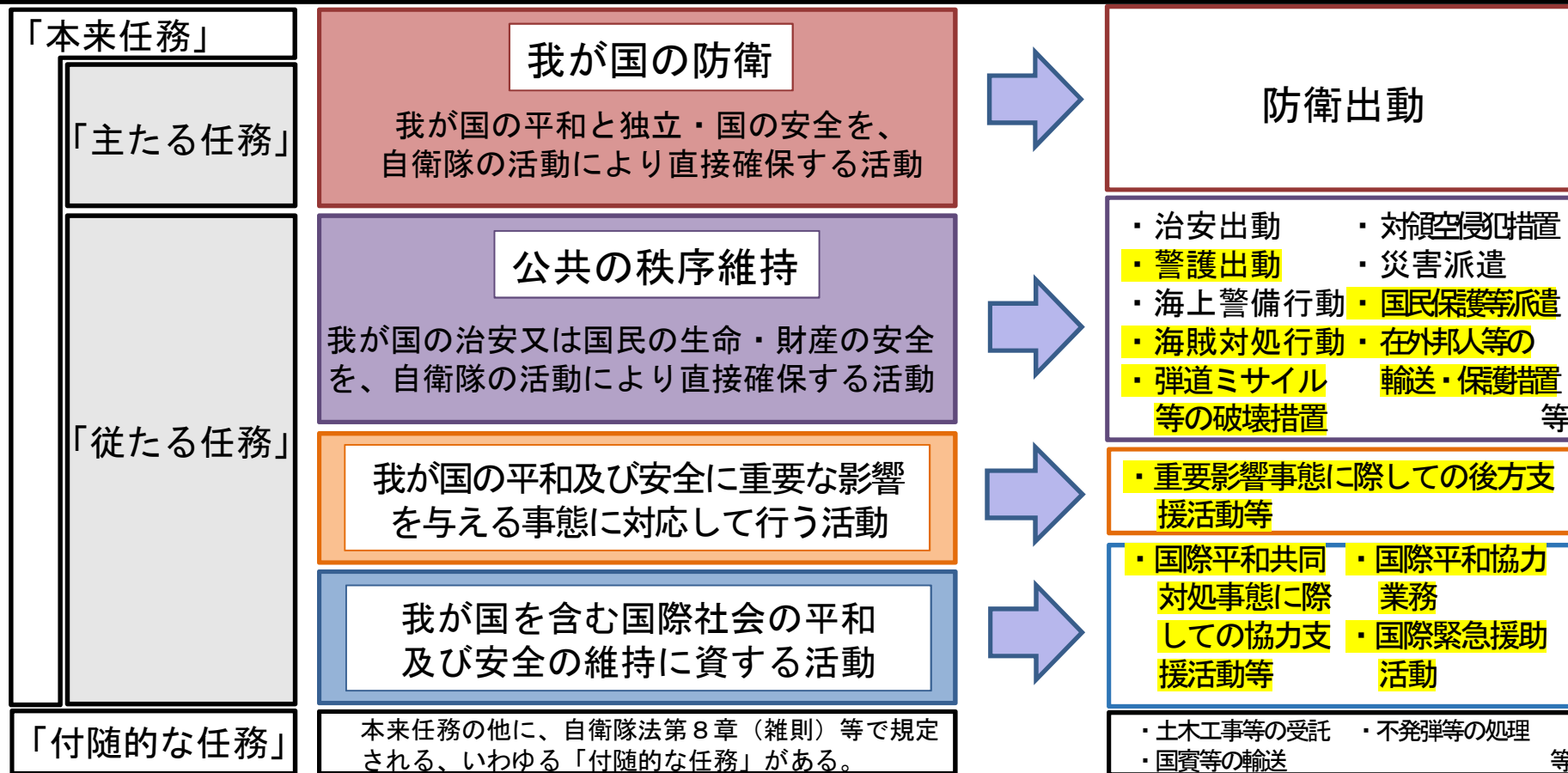
| | |
|-------|---|
| 警察予備隊 | <p><u>宣誓書</u></p> <p>私は、わが国の平和と秩序を維持し、公共の福祉の保障に任ずる警察予備隊の職員に任命せられたことを光栄とし、次のことを厳粛に誓います。</p> <ol style="list-style-type: none">1 私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守いたします。2 私は、信義を重んじ、誠実を尊び、勇気をもって職務の遂行にあたります。3 私は、上司の職務上の命令には忠実に服従いたします。4 私は、その綱領が私の職務に優先してそれに従うべきことを要求する団体又は組織に加入いたしません。 |
| 保安隊 | <p><u>服務の宣誓</u></p> <p>私は、わが国の平和と秩序を維持し、国民の生命財産の保護に任ずる保安庁職員（保安官又は警備官）たるの名誉と責任とを自覚し、次のとおり宣誓します。</p> <p><u>宣誓</u></p> <p>私は、日本国憲法を擁護し、法令を遵守し、徳操をかん養し、心身を鍛え技能を磨き、政治にかかわらず、上司の命令に忠実に服従して専心その職務遂行にあたることを誓います。</p> |
| 自衛隊 | <p><u>服務の宣誓</u></p> <p>私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもって専心職務の遂行に当たり、<u>事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託にこたえることを誓います。</u></p> |

自衛隊の任務等の変遷（冷戦終結～現在）



現在の自衛隊の任務

● 自衛隊設立以降も、周辺の安全保障環境等を踏まえ、**自衛隊の任務は順次拡大**



○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）
（自衛隊の任務）

第三条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

2 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。

一 我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動

二 国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動

我が国周辺の最近の軍事動向

資料源：各種報道等

我が国周辺では、**中国、北朝鮮、ロシアの軍事的動向等が深刻な懸念**となっている

ロシア

ウクライナ侵略を行う一方、我が国周辺において、活発な軍事活動を継続。特に、中国と共に、艦艇の共同航行や爆撃機の共同飛行、各種訓練を実施するなど、中露の戦略的連携を強化する動きが近年顕著。

令和6年9月：ロシアの領空侵犯に対し、空自戦闘機が初めてフレアによる警告を実施



日本海における活動の拡大・活発化

北朝鮮

弾道ミサイルを繰り返し発射。核・ミサイル開発も継続。さらに、ロシアとの間でも、北朝鮮によるロシアへの兵士の派遣や、ロシアによる北朝鮮からの弾道ミサイルを含む武器・弾薬の調達及び使用など、露朝協力を深化。

令和7年10月等：北朝鮮による弾道ミサイルの発射

尖閣諸島をめぐる問題力による一方的な現状変更の試みを執拗に継続

令和7年5月：尖閣諸島周辺の我が国領海に侵入した中国海警船からヘリコプターが発艦し、我が国の領空を侵犯

中国

核・ミサイル戦力を含め軍事力を広範かつ急速に増強させるとともに、東シナ海・南シナ海において、力による一方的な現状変更の試みを継続・強化。また、台湾周辺における威圧的な軍事活動を活発化。

太平洋における活動の拡大・活発化

令和7年6月：中国空母2隻が同時期に太平洋で活動等

令和7年4月等：中国による台湾周辺での軍事演習

南シナ海をめぐる問題力による一方的な現状変更とその既成事実化

自衛隊が対応する任務・訓練の増大の一例

我が国の防衛

警戒監視

- 我が国周辺における外国軍艦の動向に係る公表件数：2009年 17件 ⇒ 2024年 128件（7倍以上）
- 中国艦艇による我が国南西地域の海域通過・往来の公表件数：2021年と比較し3倍以上（21回→68回）に増加

対領空侵犯措置（緊急発進）

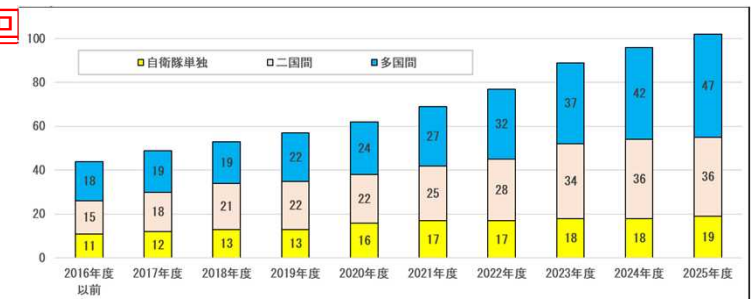
- 緊急発進の件数：2000年 約160回 ⇒ 直近10年 約700～1,200回

北朝鮮による弾道ミサイル発射数

- 1994年～2011年 16回 ⇒ 2012年～現在 205発（10倍以上）

自衛隊が実施する主要な訓練

- 2016年度以前 34回 ⇒ 2025年度 102回（3倍以上）



自衛隊が実施する主要な訓練（10年間の推移）

災害派遣：直近10年間で、平均約450件／年の災害派遣に従事。特に、平成30年度・令和元年度・令和6年度は、豪雨、台風及び地震による大規模災害が生起し、延べ100万人を超える隊員が活動に従事

在外邦人等輸送：2002年以降、8件の輸送と5件の準備行為に対応。直近も、2024年10月～2025年3月に、中東情勢の悪化を受けた在レバノン邦人等の輸送を実施

海賊対処行動：2009年以降、ソマリア沖・アデン湾において海賊対処行動を実施し、約5～10ヶ月の周期で、現在までに延べ約2万3千人を派遣。現在は、海賊対処行動に従事する護衛艦と航空機が中東地域における情報収集活動を兼務して実施。

国際的な任務

国際平和協力業務：1992年以降、延べ16ミッション、約12,300人の隊員を派遣

国際緊急援助活動：1998年以降、延べ26回、約6,600人の隊員を派遣



能登半島地震への対応（令和6年1月 石川）